

ガーデンネックレス横浜広報・プロモーション・運営業務委託 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「ガーデンネックレス横浜広報・プロモーション・運営業務委託」の発注に際し、ガーデンネックレス横浜実行委員会プロポーザル実施事務要領第4条第2項に基づき、公募型プロポーザル方式により受託者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 プロポーザル実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、審査基準、業務説明資料により次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 提案者の概要及び業務実施体制
- (2) 類似業務の実績
- (3) 業務実施方針
- (4) その他業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 企画提案内容の妥当性・実現性等
 - (2) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (3) 類似業務の実績等
 - (4) その他当該業務の実施にあたり必要な事項
- 2 プロポーザルの評価にあたっては提案書をもとに行い、提案者にヒアリングを行うものとする。申込者が5者以上の場合には提案書にて書類選考を行い、最大4者にヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、評価結果が同点の場合には、評価会議にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。
- 5 提案者が1者の場合は、満点の6割以上の評価点をもって特定するものとする。
- 6 所定の評価項目において、最低点（0点）を付ける評価委員が一人以上いた場合には、その提案は失格とする。

(評価委員会の設置)

第5条 評価委員会では、次の各号に定める事項について、審議するものとする。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (2) 提案書の評価
- (3) 評価の集計及び報告

(4) ヒアリング（二次審査）

- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 みどり環境局戦略企画部長
副委員長 みどり環境局戦略企画課担当課長
委員 みどり環境局動物園課担当課長
みどり環境局南部公園緑地事務所担当課長
政策経営局広報・プロモーション戦略課担当課長
脱炭素・G R E E N × E X P O 推進局 G R E E N × E X P O 推進課担当課長
港湾局賑わい振興課長
公益財団法人横浜市緑の協会緑化推進課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

- 5 委員長は、評価結果を業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、実行委員会が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(運用基準)

第7条 委託に関するプロポーザル方式運用基準は、横浜市の基準を適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月31日から施行する。